

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所再処理施設（東海再処理施設）
廃止措置計画書（変更）

添付資料 1． 変更箇所の新旧対照表

令和 2 年 12 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (令和2年6月18日提出)	変 更 後	備考
<p style="text-align: center;"><u>添付資料 1</u></p> <p style="text-align: center;">廃止措置の方法, 工程及び安全対策 (概要)</p> <p>1. 廃止措置の方法</p> <p>1.1 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 略</p> <p>1.2 廃止措置の基本方針</p> <p>1.2.1 廃止措置の進め方 略</p> <p>1.2.2 関係法令等の遵守 略</p> <p>1.2.3 放射線管理に関する方針 略</p> <p>1.2.4 放射性廃棄物に関する方針 略</p> <p>1.3 廃止措置の実施区分 略</p> <p>1.3.1 解体準備期間 略</p> <p>1.3.2 機器解体期間 略</p> <p>1.3.3 管理区域解除期間 略</p> <p>1.4 リスク低減の取組</p> <p>1.4.1 高放射性廃液を貯蔵している高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全確保 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>添付資料 2</u></p> <p style="text-align: center;"><u>変更後の廃止措置計画書</u></p> <p style="text-align: center;">廃止措置の方法, 工程及び安全対策 (概要)</p> <p>1. 廃止措置の方法</p> <p>1.1 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 変更なし</p> <p>1.2 廃止措置の基本方針</p> <p>1.2.1 廃止措置の進め方 変更なし</p> <p>1.2.2 関係法令等の遵守 変更なし</p> <p>1.2.3 放射線管理に関する方針 変更なし</p> <p>1.2.4 放射性廃棄物に関する方針 変更なし</p> <p>1.3 廃止措置の実施区分 変更なし</p> <p>1.3.1 解体準備期間 変更なし</p> <p>1.3.2 機器解体期間 変更なし</p> <p>1.3.3 管理区域解除期間 変更なし</p> <p>1.4 リスク低減の取組</p> <p>1.4.1 高放射性廃液を貯蔵している高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全確保 変更なし</p>	<p>様式第1-3と様式第1-4 の添付資料番号の違いによる 変更</p>

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (令和2年6月18日提出)	変 更 後	備考
<p>1.4.2 高放射性廃液のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化略</p> <p>1.4.3 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の貯蔵状態の改善略</p> <p>1.4.4 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性廃液のセメント固化略</p> <p>1.5 使用しない設備の措置略</p> <p>1.6 使用済燃料, 核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法</p> <p>1.6.1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量略</p> <p>1.6.2 使用済燃料, 核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理略</p> <p>1.6.3 核燃料物質の譲渡し略</p> <p>1.7 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1.7.1 廃止措置対象施設の汚染の特徴略</p> <p>1.7.2 解体準備期間における除染略</p> <p>1.7.3 機器解体期間における除染略</p> <p>1.7.4 管理区域解除期間における除染略</p> <p>2. 廃止措置の工程</p> <p>2.1 廃止の工程の全体像</p>	<p>1.4.2 高放射性廃液のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化変更なし</p> <p>1.4.3 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の貯蔵状態の改善変更なし</p> <p>1.4.4 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性廃液のセメント固化変更なし</p> <p>1.5 使用しない設備の措置変更なし</p> <p>1.6 使用済燃料, 核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法</p> <p>1.6.1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量変更なし</p> <p>1.6.2 使用済燃料, 核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理変更なし</p> <p>1.6.3 核燃料物質の譲渡し変更なし</p> <p>1.7 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1.7.1 廃止措置対象施設の汚染の特徴変更なし</p> <p>1.7.2 解体準備期間における除染変更なし</p> <p>1.7.3 機器解体期間における除染変更なし</p> <p>1.7.4 管理区域解除期間における除染変更なし</p> <p>2. 廃止措置の工程</p> <p>2.1 廃止の工程の全体像</p>	

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (令和 2 年 6 月 18 日 提出)	変 更 後	備 考
<p>5.1.2 性能維持施設の安全対策 略</p> <p>5.1.3 性能維持施設の設備, その性能, その性能を維持すべき期間 略</p> <p>5.2 廃止措置における安全対策 略</p> <p>5.2.1 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策 略</p> <p>5.2.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策 略</p> <p>5.2.3 事故防止対策 略</p> <p>5.2.4 労働災害防止対策 略</p> <p>5.2.5 廃止措置のために導入する装置の安全設計 略</p> <p>6. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 略</p> <p>また, 廃止措置期間中における品質マネジメント活動は, 廃止措置における安全の重要性に応じた管理を実施する。</p> <p>表 7 に示す廃止措置期間中の性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務は, この品質マネジメント計画の下で実施する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>表 1 主要な廃止措置対象施設 (1 / 16) ~ (16 / 16) 表 略</p>	<p>5.1.2 性能維持施設の安全対策 変更なし</p> <p>5.1.3 性能維持施設の設備, その性能, その性能を維持すべき期間 変更なし</p> <p>5.2 廃止措置における安全対策 変更なし</p> <p>5.2.1 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策 変更なし</p> <p>5.2.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策 変更なし</p> <p>5.2.3 事故防止対策 変更なし</p> <p>5.2.4 労働災害防止対策 変更なし</p> <p>5.2.5 廃止措置のために導入する装置の安全設計 変更なし</p> <p>6. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 変更なし</p> <p>また, 廃止措置期間中における品質マネジメント活動は, 廃止措置における安全の重要性に応じた管理を実施する。</p> <p>表 1-7 に示す廃止措置期間中の性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務は, この品質マネジメント計画の下で実施する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>表 1-1 主要な廃止措置対象施設 (1 / 16) ~ (16 / 16) 表 変更なし</p>	<p></p> <p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (令和2年6月18日提出)	変 更 後	備 考
<p><u>表 2-1</u> 放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (主排気筒, 第一付属排気筒及び第二付属排気筒の合計) 表 略</p>	<p><u>表 1-2-1</u> 放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (主排気筒, 第一付属排気筒及び第二付属排気筒の合計) 表 変更なし</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
<p><u>表 2-2</u> 処理済廃液の放出管理目標値 表 略</p>	<p><u>表 1-2-2</u> 処理済廃液の放出管理目標値 表 変更なし</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
<p><u>表 3</u> 廃止措置の基本的なステップ 表 略</p>	<p><u>表 1-3</u> 廃止措置の基本的なステップ 表 変更なし</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
<p><u>表 4</u> 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 表 略</p>	<p><u>表 1-4</u> 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 表 変更なし</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
<p><u>表 5-1</u> 廃止措置工程表 表 略</p>	<p><u>表 1-5-1</u> 廃止措置工程表 表 変更なし</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
<p><u>表 5-2</u> 再処理維持基準規則を踏まえた主な安全対策に関する工程 表 略</p>	<p><u>表 1-5-2</u> 再処理維持基準規則を踏まえた主な安全対策に関する工程 表 変更なし</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
<p><u>表 5-3</u> 工程洗浄に関する工程 表 略</p>	<p><u>表 1-5-3</u> 工程洗浄に関する工程 表 変更なし</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
<p><u>表 5-4</u> ガラス固化処理に関する工程 表 略</p>	<p><u>表 1-5-4</u> ガラス固化処理に関する工程 表 変更なし</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
<p><u>表 6</u> 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量 表 略</p>	<p><u>表 1-6</u> 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量 表 変更なし</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
<p><u>表 7</u> 性能維持施設 (1/44) ~ (5/44) 表 略</p>	<p><u>表 1-7</u> 性能維持施設 (1/44) ~ (5/44) 表 変更なし</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

変更前 (令和2年6月18日提出)				変更後				備考																																																																												
<p>表 7 性能維持施設 (6/44)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材庫</td> <td>火災等による損傷の防止機能 (浄水供給機能)</td> <td>ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (727 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。</td> <td>全ての建家の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>ユーティリティ施設 (UC)</td> <td>その他 (冷却水供給機能)</td> <td>ポンプの容量 1100 m³/h/2 基以上であること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</td> <td>冷却水設備用ポンプ</td> <td>ポンプの容量 (約 200 m³/h) に対応した締切圧力 (0.50 MPaGauge) 以上であること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>冷水設備用ポンプ</td> <td>ポンプの容量 (約 3.5 m³/h) に対応した締切圧力 (0.22 MPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 15 m³/h) に対応した締切圧力 (0.34 MPaGauge) 以上であること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>中央運転管理室</td> <td>閉じ込めの機能 (蒸気供給機能)</td> <td>蒸気圧力 (1.76 MPaGauge 以内) を維持し、ボイラ本体から著しい漏えいがないこと。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>保管ピット</td> <td>排気風量が 60.0 × 10³ m³/h 以上であること。</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス固化技術開発棟</td> <td>冷却塔</td> <td>冷却塔出口の冷却水流量が 195 m³/h 以上であること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>建家・構築物</td> <td>地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術管理棟</td> <td>建家・構築物</td> <td>地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 遮蔽機能</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	資材庫	火災等による損傷の防止機能 (浄水供給機能)	ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (727 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。	全ての建家の管理区域解除まで	ユーティリティ施設 (UC)	その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量 1100 m³/h/2 基以上であること。	系統除染が完了するまで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷却水設備用ポンプ	ポンプの容量 (約 200 m³/h) に対応した締切圧力 (0.50 MPaGauge) 以上であること。	系統除染が完了するまで	冷水設備用ポンプ	ポンプの容量 (約 3.5 m³/h) に対応した締切圧力 (0.22 MPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 15 m³/h) に対応した締切圧力 (0.34 MPaGauge) 以上であること。	系統除染が完了するまで	中央運転管理室	閉じ込めの機能 (蒸気供給機能)	蒸気圧力 (1.76 MPaGauge 以内) を維持し、ボイラ本体から著しい漏えいがないこと。	系統除染が完了するまで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット	排気風量が 60.0 × 10³ m³/h 以上であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発棟	冷却塔	冷却塔出口の冷却水流量が 195 m³/h 以上であること。	系統除染が完了するまで	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術管理棟	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 遮蔽機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	<p>表 1-7 性能維持施設 (6/44)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材庫</td> <td>火災等による損傷の防止機能 (浄水供給機能)</td> <td>ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (727 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。</td> <td>全ての建家の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>ユーティリティ施設 (UC)</td> <td>その他 (冷却水供給機能)</td> <td>ポンプの容量 1100 m³/h/2 基以上であること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</td> <td>冷却水設備用ポンプ</td> <td>ポンプの容量 (約 200 m³/h) に対応した締切圧力 (0.50 MPaGauge) 以上であること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>冷水設備用ポンプ</td> <td>ポンプの容量 (約 3.5 m³/h) に対応した締切圧力 (0.22 MPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 15 m³/h) に対応した締切圧力 (0.34 MPaGauge) 以上であること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>中央運転管理室</td> <td>閉じ込めの機能 (蒸気供給機能)</td> <td>蒸気圧力 (1.76 MPaGauge 以内) を維持し、ボイラ本体から著しい漏えいがないこと。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>保管ピット</td> <td>排気風量が 60.0 × 10³ m³/h 以上であること。</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス固化技術開発棟</td> <td>冷却塔</td> <td>冷却塔出口の冷却水流量が 195 m³/h 以上であること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>建家・構築物</td> <td>地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術管理棟</td> <td>建家・構築物</td> <td>地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 遮蔽機能</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	資材庫	火災等による損傷の防止機能 (浄水供給機能)	ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (727 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。	全ての建家の管理区域解除まで	ユーティリティ施設 (UC)	その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量 1100 m³/h/2 基以上であること。	系統除染が完了するまで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷却水設備用ポンプ	ポンプの容量 (約 200 m³/h) に対応した締切圧力 (0.50 MPaGauge) 以上であること。	系統除染が完了するまで	冷水設備用ポンプ	ポンプの容量 (約 3.5 m³/h) に対応した締切圧力 (0.22 MPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 15 m³/h) に対応した締切圧力 (0.34 MPaGauge) 以上であること。	系統除染が完了するまで	中央運転管理室	閉じ込めの機能 (蒸気供給機能)	蒸気圧力 (1.76 MPaGauge 以内) を維持し、ボイラ本体から著しい漏えいがないこと。	系統除染が完了するまで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット	排気風量が 60.0 × 10³ m³/h 以上であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発棟	冷却塔	冷却塔出口の冷却水流量が 195 m³/h 以上であること。	系統除染が完了するまで	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術管理棟	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 遮蔽機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	備考
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																																																																	
資材庫	火災等による損傷の防止機能 (浄水供給機能)	ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (727 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。	全ての建家の管理区域解除まで																																																																																	
ユーティリティ施設 (UC)	その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量 1100 m³/h/2 基以上であること。	系統除染が完了するまで																																																																																	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷却水設備用ポンプ	ポンプの容量 (約 200 m³/h) に対応した締切圧力 (0.50 MPaGauge) 以上であること。	系統除染が完了するまで																																																																																	
	冷水設備用ポンプ	ポンプの容量 (約 3.5 m³/h) に対応した締切圧力 (0.22 MPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 15 m³/h) に対応した締切圧力 (0.34 MPaGauge) 以上であること。	系統除染が完了するまで																																																																																	
中央運転管理室	閉じ込めの機能 (蒸気供給機能)	蒸気圧力 (1.76 MPaGauge 以内) を維持し、ボイラ本体から著しい漏えいがないこと。	系統除染が完了するまで																																																																																	
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット	排気風量が 60.0 × 10³ m³/h 以上であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																																																																	
ガラス固化技術開発棟	冷却塔	冷却塔出口の冷却水流量が 195 m³/h 以上であること。	系統除染が完了するまで																																																																																	
	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																																																																	
ガラス固化技術管理棟	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 遮蔽機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																																																																	
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																																																																	
資材庫	火災等による損傷の防止機能 (浄水供給機能)	ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (727 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m³/h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。	全ての建家の管理区域解除まで																																																																																	
ユーティリティ施設 (UC)	その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量 1100 m³/h/2 基以上であること。	系統除染が完了するまで																																																																																	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷却水設備用ポンプ	ポンプの容量 (約 200 m³/h) に対応した締切圧力 (0.50 MPaGauge) 以上であること。	系統除染が完了するまで																																																																																	
	冷水設備用ポンプ	ポンプの容量 (約 3.5 m³/h) に対応した締切圧力 (0.22 MPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 15 m³/h) に対応した締切圧力 (0.34 MPaGauge) 以上であること。	系統除染が完了するまで																																																																																	
中央運転管理室	閉じ込めの機能 (蒸気供給機能)	蒸気圧力 (1.76 MPaGauge 以内) を維持し、ボイラ本体から著しい漏えいがないこと。	系統除染が完了するまで																																																																																	
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット	排気風量が 60.0 × 10³ m³/h 以上であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																																																																	
ガラス固化技術開発棟	冷却塔	冷却塔出口の冷却水流量が 195 m³/h 以上であること。	系統除染が完了するまで																																																																																	
	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																																																																	
ガラス固化技術管理棟	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 遮蔽機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																																																																	
<p>表 7 性能維持施設 (7/44) ~ (20/44) 表 略</p>				<p>表 1-7 性能維持施設 (7/44) ~ (20/44) 表 変更なし</p>				<p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p> <p>記載の適正化 (語句の修正)</p>																																																																												
<p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>				<p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>																																																																																

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

変更前 (令和2年6月18日提出)		変更後		備考																																																																																																																
<p>表 7 性能維持施設 (21/44)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">分離精製工場 (MP)</td> <td>温度上限操作上限警報装置</td> <td>温度上限操作上限警報装置が温度制限値 74 °C以下で作動すること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第1ストリップ調整槽</td> <td>電導度上限操作上限警報装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>温水器</td> <td>温度上限操作上限警報装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第2ストリップ調整槽</td> <td>電導度下限操作装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第3ストリップ調整槽</td> <td>電導度下限操作装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第1スクラップ調整槽</td> <td>密度下限操作装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第3スクラップ調整槽</td> <td>電導度下限操作装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流量低下緊急操作装置</td> <td>流量低下緊急操作装置が 58 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>流量低下緊急操作装置</td> <td>流量低下緊急操作装置が 2.32 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全保護回路</td> <td>流量低下緊急操作装置が 295.6 L/h以上で作動すること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全保護回路</td> <td>流量低下緊急操作装置が 38.38 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全保護回路</td> <td>流量低下緊急操作装置が 106.4 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全保護回路</td> <td>流量低下緊急操作装置が 67.28 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全保護回路</td> <td>流量低下緊急操作装置が 4.6 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	分離精製工場 (MP)	温度上限操作上限警報装置	温度上限操作上限警報装置が温度制限値 74 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	第1ストリップ調整槽	電導度上限操作上限警報装置	系統除染が完了するまで	温水器	温度上限操作上限警報装置	系統除染が完了するまで	第2ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで	第3ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで	第1スクラップ調整槽	密度下限操作装置	系統除染が完了するまで	第3スクラップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで		流量低下緊急操作装置	流量低下緊急操作装置が 58 L/h以上で作動すること。			流量低下緊急操作装置	流量低下緊急操作装置が 2.32 L/h以上で作動すること。			安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 295.6 L/h以上で作動すること。	系統除染が完了するまで		安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 38.38 L/h以上で作動すること。			安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 106.4 L/h以上で作動すること。			安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 67.28 L/h以上で作動すること。			安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 4.6 L/h以上で作動すること。		<p>表 1-7 性能維持施設 (21/44)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">分離精製工場 (MP)</td> <td>温度上限操作上限警報装置</td> <td>温度上限操作上限警報装置が温度制限値 74 °C以下で作動すること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第1ストリップ調整槽</td> <td>電導度上限操作上限警報装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>温水器</td> <td>温度上限操作上限警報装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第2ストリップ調整槽</td> <td>電導度下限操作装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第3ストリップ調整槽</td> <td>電導度下限操作装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第1スクラップ調整槽</td> <td>密度下限操作装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>第3スクラップ調整槽</td> <td>電導度下限操作装置</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流量低下緊急操作装置</td> <td>流量低下緊急操作装置が 58 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>流量低下緊急操作装置</td> <td>流量低下緊急操作装置が 2.32 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全保護回路</td> <td>流量低下緊急操作装置が 295.6 L/h以上で作動すること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全保護回路</td> <td>流量低下緊急操作装置が 38.38 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全保護回路</td> <td>流量低下緊急操作装置が 106.4 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全保護回路</td> <td>流量低下緊急操作装置が 452 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全保護回路</td> <td>流量低下緊急操作装置が 67.28 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全保護回路</td> <td>流量低下緊急操作装置が 4.6 L/h以上で作動すること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	分離精製工場 (MP)	温度上限操作上限警報装置	温度上限操作上限警報装置が温度制限値 74 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	第1ストリップ調整槽	電導度上限操作上限警報装置	系統除染が完了するまで	温水器	温度上限操作上限警報装置	系統除染が完了するまで	第2ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで	第3ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで	第1スクラップ調整槽	密度下限操作装置	系統除染が完了するまで	第3スクラップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで		流量低下緊急操作装置	流量低下緊急操作装置が 58 L/h以上で作動すること。			流量低下緊急操作装置	流量低下緊急操作装置が 2.32 L/h以上で作動すること。			安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 295.6 L/h以上で作動すること。	系統除染が完了するまで		安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 38.38 L/h以上で作動すること。			安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 106.4 L/h以上で作動すること。			安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 452 L/h以上で作動すること。			安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 67.28 L/h以上で作動すること。			安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 4.6 L/h以上で作動すること。		<p>備考</p> <p>記載の適正化 (語句の修正)</p> <p>令和2年10月29日付同意の廃止措置計画書内容の反映</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																																																																																																	
分離精製工場 (MP)	温度上限操作上限警報装置	温度上限操作上限警報装置が温度制限値 74 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	第1ストリップ調整槽	電導度上限操作上限警報装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	温水器	温度上限操作上限警報装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	第2ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	第3ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	第1スクラップ調整槽	密度下限操作装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	第3スクラップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
		流量低下緊急操作装置	流量低下緊急操作装置が 58 L/h以上で作動すること。																																																																																																																	
		流量低下緊急操作装置	流量低下緊急操作装置が 2.32 L/h以上で作動すること。																																																																																																																	
		安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 295.6 L/h以上で作動すること。	系統除染が完了するまで																																																																																																																
	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 38.38 L/h以上で作動すること。																																																																																																																		
	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 106.4 L/h以上で作動すること。																																																																																																																		
	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 67.28 L/h以上で作動すること。																																																																																																																		
	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 4.6 L/h以上で作動すること。																																																																																																																		
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																																																																																																	
分離精製工場 (MP)	温度上限操作上限警報装置	温度上限操作上限警報装置が温度制限値 74 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	第1ストリップ調整槽	電導度上限操作上限警報装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	温水器	温度上限操作上限警報装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	第2ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	第3ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	第1スクラップ調整槽	密度下限操作装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
	第3スクラップ調整槽	電導度下限操作装置	系統除染が完了するまで																																																																																																																	
		流量低下緊急操作装置	流量低下緊急操作装置が 58 L/h以上で作動すること。																																																																																																																	
		流量低下緊急操作装置	流量低下緊急操作装置が 2.32 L/h以上で作動すること。																																																																																																																	
		安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 295.6 L/h以上で作動すること。	系統除染が完了するまで																																																																																																																
	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 38.38 L/h以上で作動すること。																																																																																																																		
	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 106.4 L/h以上で作動すること。																																																																																																																		
	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 452 L/h以上で作動すること。																																																																																																																		
	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 67.28 L/h以上で作動すること。																																																																																																																		
	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 4.6 L/h以上で作動すること。																																																																																																																		
<p>表 7 性能維持施設 (22/44) ~ (23/44) 表 略</p>		<p>表 1-7 性能維持施設 (22/44) ~ (23/44) 表 変更なし</p>		<p>令和2年10月29日付同意の廃止措置計画書内容の反映</p>																																																																																																																

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

変更前 (令和2年6月18日提出)		変更後		備考
<p>表 7 性能維持施設 (24/44)</p> <p>設備名称等</p> <p>酸回収蒸発缶</p> <p>分離精製工場 (MP)</p> <p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</p>	要求される機能	性能	維持すべき期間	<p>記載の適正化 (語句の修正)</p> <p>令和2年10月29日付同意の廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和2年10月29日付同意の廃止措置計画書内容の反映</p>
	火災等による損傷の防止機能	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
	閉じ込めの機能	缶内圧力上限緊急操作装置が 0.074 kPaGauge以下で作動すること。		
	安全保護回路	圧力上限緊急操作装置が 9.98 kPaGauge以下で作動すること。		
	安全保護回路	圧力上限緊急操作装置が 19.97 kPaGauge以下で作動すること。		
	閉じ込めの機能	圧力上昇警報装置が 0.15 kPaGauge以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
	火災等による損傷の防止機能	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135 °C以下で作動すること。		
	火災等による損傷の防止機能	圧力上限操作上限警報装置が 200 kPaGauge以下で作動すること。		
	火災等による損傷の防止機能	温度上限操作上限警報装置が 118.7 °C以下で作動すること。		
	火災等による損傷の防止機能	液位下限警報装置が 1.096 kPaGauge以上で作動すること。		
閉じ込めの機能	γ線上限警報装置が 0.51 mSv/h以下で作動すること。	系統除染が完了するまで		
火災等による損傷の防止機能	流量上昇警報装置が 66.6 L/h以下で作動すること。			
閉じ込めの機能	温度上限操作上限警報装置が 68.7 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで		
閉じ込めの機能	槽内圧力上昇警報装置が 0.54 kPaGauge以下で作動すること。			
閉じ込めの機能	温度上昇警報装置が 68.4 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで		
閉じ込めの機能	温度上昇警報装置が 64.4 °C以下で作動すること。			
<p>表 1-7 性能維持施設 (24/44)</p> <p>設備名称等</p> <p>酸回収蒸発缶</p> <p>分離精製工場 (MP)</p> <p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</p>	要求される機能	性能	維持すべき期間	<p>記載の適正化 (語句の修正)</p> <p>令和2年10月29日付同意の廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和2年10月29日付同意の廃止措置計画書内容の反映</p>
	火災等による損傷の防止機能	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
	閉じ込めの機能	缶内圧力上限緊急操作装置が 0.074 kPaGauge以下で作動すること。		
	安全保護回路	圧力上限緊急操作装置が 9.98 kPaGauge以下で作動すること。		
	安全保護回路	圧力上限緊急操作装置が 19.97 kPaGauge以下で作動すること。		
	閉じ込めの機能	圧力上昇警報装置が 0.15 kPaGauge以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
	火災等による損傷の防止機能	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135 °C以下で作動すること。		
	火災等による損傷の防止機能	圧力上限操作上限警報装置が 200 kPaGauge以下で作動すること。		
	火災等による損傷の防止機能	温度上限操作上限警報装置が 118.7 °C以下で作動すること。		
	火災等による損傷の防止機能	液位下限警報装置が 1.096 kPaGauge以上で作動すること。		
閉じ込めの機能	γ線上限警報装置が 0.51 mSv/h以下で作動すること。	系統除染が完了するまで		
火災等による損傷の防止機能	流量上昇警報装置が 66.6 L/h以下で作動すること。			
閉じ込めの機能	温度上昇警報装置が 68.7 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで		
閉じ込めの機能	槽内圧力上昇警報装置が 0.54 kPaGauge以下で作動すること。			
閉じ込めの機能	温度上昇警報装置が 68.4 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで		
閉じ込めの機能	温度上昇警報装置が 64.4 °C以下で作動すること。			

表 7 性能維持施設 (25/44) ~ (44/44) 表 略

表 1-7 性能維持施設 (25/44) ~ (44/44) 表 変更なし

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (令和 2 年 6 月 18 日 提出)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">図 略</p> <p><u>図 1</u> 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置</p> <p style="text-align: center;">別紙 1 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全上重要な施設の多重化 略</p> <p style="text-align: center;">別紙 2 高放射性固体廃棄物の取出しが完了するまでの安全対策 略</p> <p style="text-align: center;">別紙 3 低放射性濃縮廃液及び廃溶媒に係るリスク評価 略</p>	<p style="text-align: center;">図 変更なし</p> <p><u>図 1-1</u> 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: right;">別紙 1 <u>高放射性固体廃棄物の取出しが完了するまでの安全対策 略 (変更なし)</u></p> <p style="text-align: right;">別紙 2 <u>低放射性濃縮廃液及び廃溶媒に係るリスク評価 略 (変更なし)</u></p> <p style="text-align: right;">別紙 3 <u>再処理施設の廃止措置に係る安全対策の進め方について 略 (変更なし)</u></p> <p style="text-align: right;">別紙 4(1/3)～(3/3) <u>設計地震動評価 略 (変更なし)</u></p>	<p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和 2 年 10 月 29 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

変更前 (令和2年6月18日提出)	変更後	備考
<p style="text-align: center;">添付資料 2</p> <p style="text-align: center;">放射性廃棄物の発生量及び廃棄の方法 (概要)</p> <p>1. 放射性廃棄物の発生量 略</p> <p>2. 放射性廃棄物の種類と処理・処分の考え方 略</p> <p>2.1 放射性気体廃棄物 略</p> <p>2.2 放射性液体廃棄物 略</p> <p>2.3 放射性固体廃棄物 略</p>	<p>別紙 5</p> <p>津波評価 略 (変更なし)</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
	<p>別紙 6(1/2)</p> <p>基準竜巻・設計竜巻の設定 略 (変更なし)</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
	<p>別紙 6(2/2)</p> <p>竜巻対策の概要 略 (変更なし)</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
	<p>別紙 7</p> <p>火山影響評価 略 (変更なし)</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
	<p>別紙 8(1/5)～(5/5)</p> <p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 建家の入力地震動について 略 (変更なし)</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>
	<p>放射性廃棄物の発生量及び廃棄の方法 (概要)</p> <p>1. 放射性廃棄物の発生量 変更なし</p> <p>2. 放射性廃棄物の種類と処理・処分の考え方 変更なし</p> <p>2.1 放射性気体廃棄物 変更なし</p> <p>2.2 放射性液体廃棄物 変更なし</p> <p>2.3 放射性固体廃棄物 変更なし</p>	<p>様式第1-3と様式第1-4 の添付資料番号の違いにより 削除</p>

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

変更前 (令和2年6月18日提出)	変更後	備考
<p>3. 既存施設における処理と貯蔵</p> <p>3.1 高レベル放射性廃棄物 略</p> <p>3.2 低レベル放射性廃棄物</p> <p>3.2.1 固体廃棄物 略</p> <p>3.2.2 液体廃棄物 略</p> <p>4. 新規施設における減容処理及び廃棄体化処理 略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">表 8 放射性液体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵量 表 略</p> <p style="text-align: center;">表 9 放射性固体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵 (保管) 量 表 略</p> <p style="text-align: center;">表 10 解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物(固体及び液体)の推定発生量 表 略</p> <p style="text-align: center;">図 略</p> <p style="text-align: center;">図 2 各施設間の主要な放射性廃棄物の流れ</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>3. 既存施設における処理と貯蔵</p> <p>3.1 高レベル放射性廃棄物 変更なし</p> <p>3.2 低レベル放射性廃棄物</p> <p>3.2.1 固体廃棄物 変更なし</p> <p>3.2.2 液体廃棄物 変更なし</p> <p>4. 新規施設における減容処理及び廃棄体化処理 変更なし</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">表 2-1 放射性液体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵量 表 変更なし</p> <p style="text-align: center;">表 2-2 放射性固体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵 (保管) 量 表 変更なし</p> <p style="text-align: center;">表 2-3 解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物(固体及び液体)の推定発生量 表 変更なし</p> <p style="text-align: center;">図 変更なし</p> <p style="text-align: center;">図 2-1 各施設間の主要な放射性廃棄物の流れ</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p> <p>令和2年10月29日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</p>